

2017年6月28日

株式会社パートナーエージェント

代表取締役社長 佐藤 茂

問合せ先 : 03-5759-2700

URL : <http://www.p-a.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにおいては、コーポレート・ガバナンス・コードの原則に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治・内部統制機能の充実に努めることが、コーポレート・ガバナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けております。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化を図り、かつ内部統制システムを整備することで、会社の透明性、公正性を確保し、各ステークホルダーへ適正かつタイムリーな情報開示に努めてまいります。

当社は、結婚情報サービス事業を行っており、社会からの信頼を基盤として企業価値が成り立っていると考えております。コーポレート・ガバナンスは、当社グループがこうした社会からの信頼を維持していくために必要不可欠なものと認識しております。

各ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考えております。そこで、当社グループ経営陣の監督機関としての取締役会及び監査役会に加え、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を目的とした経営会議を設置しております。また、リスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、組織体制の整備だけでなく、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤 茂	3,843,000	39.12
パートナーエージェント従業員持株会	583,100	5.93
紀伊 保宏	501,000	5.1
株式会社SBI証券	479,500	4.88
小林 正樹	441,000	4.48
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	409,800	4.17
馬場 智也	337,000	3.43
高梨 雄一朗	256,500	2.61
日本証券金融株式会社	145,100	1.47
三菱UFJキャピタル2号投資事業 有限責任組合	130,500	1.32

支配株主名	_____
-------	-------

親会社名	なし
------	----

補足説明

1. 前事業年度において主要株主であったパートナーエージェント従業員持株会は、平成29年3月期末現在では主要株主ではなくなりました。
2. 持分比率は、自己株式129株を控除して計算しております。なお、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する株主名簿上の当社株式409,800株については、自己株式には含めておりません。
3. 2017年6月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、当社取締役紀伊保宏が2017年5月26日現在で保有する当社株式数は401,000株である旨記載されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小村 富士夫	他の会社の出身者											
渡瀬 ひろみ	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小村 富士夫	○	—————	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただくため、社外取締役を選任しております。 また、当社と小村富士夫氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
渡瀬 ひろみ	○	—————	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただくため、社外取締役を選任しております。 また、当社と渡瀬ひろみ氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、監査役会及び会計監査人と相互に連携を取りながら、監査業務を行っております。 内部監査計画を立案する際、監査役監査の計画との重複を避けるため、実地調査を行う部門や監査内容等について相互調整を行っております。また、毎月 1 回、情報共有及び意見交換等を行うことにより、経営に対する監査を強化しております。会計監査人とは、会計監査に際しての内部統制報告制度に準じた監査の効率化のため、必要に応じて監査資料の提出や意見交換などの情報共有を行っており、会計監査人の四半期レビュー終了後、必要に応じて、三者でミーティングを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 秀俊	他の会社の出身者													
藤戸 久寿	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 秀俊	○	—————	金融、会計、経営に関する幅広い知識から、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正な監査を実行いただくため、社外監査役に選任しております。 また、当社と加藤秀俊氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
藤戸 久寿	○	—————	法律の専門家としての豊かな経験、高い見識と、コンプライアンス違反や反社会勢力対応に関連する事案等の豊富な取扱い実績を有し、これに基づき、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正な監査を実行いただくため、社外監査役に選任しております。 また、当社と藤戸久寿氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格をみたす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関しまして、長期的な企業価値向上と更なる業績向上への意欲や士気を高めることを目的にストックオプション制度の導入をしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役及び従業員
-----------------	------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値・株式価値の向上を図ること目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等は、各役員の職務の内容および成果を参考に、株主総会で承認された範囲内において、取締役会または監査役会の中で個別に相当と思われる額を決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポートについては、経営企画室が担当しております。取締役会開催の連絡や、事前に資料配布等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役は2名）で構成され、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役は、より広い視野に基づいた経営に関する意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定及び業務執行の監督が可能となる体制をとっております。

b 経営会議

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会による経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と執行役員による「業務執行機能」を分離し、迅速な意思決定と効率的な業務遂行ができる体制を構築しております。経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員によって構成され、原則として毎週1回開催し、業務執行に関する諸計画、その他経営に関する重要事項に関する立案、調査、検討及び実施結果の把握を行い、協議・決定しております。

c 監査役会

当社は、会社法に基づき監査役会を設置しております。監査役3名（うち社外監査役2名）は、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行うとともに、定期的に社外取締役との情報共有・交換を実施しております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使を通じた実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

d 内部監査室

代表取締役社長の直属の組織として、内部監査室を設置しております。内部監査計画に基づき、監査を実施し、その結果は社長に報告され、指摘事項の改善状況の確認等を行っております。

e リスク・コンプライアンス委員会

リスク管理とコンプライアンスを一体で推進するために、社内において代表取締役社長を委員長とする独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

f 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。なお、同監査法人及び同監査法人の業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外の視点をいれた監査・監督体制が経営監視機能として有効であると判断し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有する社外取締役2名を含む取締役6名で構成される取締役会と、専門的な知見を有する社外監査役2名を含む監査役3名で構成される監査役会による監査を実施する監査役会設置会社制度を採用することで、有効なガバナンス体制を整備しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、開催日の3週間前の発送を行う方針です。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日の設定につきましては、集中日を避け、できるだけ多くの株主の方々にご出席いただけるよう、日程調整に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は2016年に開催した第12期定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項であると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、個人投資家の皆様向けに、投資に関する説明会を定期的で開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家の皆様向けに、第2四半期終了後及び年度決算終了後の決算説明会を定期的で開催する予定です。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社IRウェブサイトには決算短信、有価証券報告書、四半期報告書その他の開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務課をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程に則った ステークホルダー の立場の尊重	企業倫理規程を制定し、「倫理原則」、「人権の尊重」、「自然環境への配慮」「公正な取引」等の規定を設けて、ステークホルダーに対してどのような企業行動を取っていくのか、また、法令や社内規則の遵守はもちろんのこと、より高い倫理観をもって業務に取り組むための行動基準を定めています。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	資料請求数と成婚退会組数に応じて、「世界の子どもにワクチンを日本委員会」に対しポリオワクチンを寄贈しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとしております。

② コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとしております。なお、法令遵守に関する社内教育・研修は総務課と連携して行い、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成しております。

③内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用しております。また、通報内容については、速やかに調査を行い、コンプライアンス是正のための措置を講じるものとします。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程に基づき、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクの回避及び軽減等に必要な対策を講じるとともに、講じた対策が有効であるか定期的に評価しております。なお、緊急事態が発生した

場合には、代表取締役社長を最高責任者とする体制をとり、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定することとしております。

4.取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行っております。

② 定時取締役会については月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行っております。また、経営会議については週1回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

5.当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の業務管理のため、関係会社管理規程を制定するとともに統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行っております。

②子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行っております。

③子会社の損失のリスク等については、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行っております。

④監査役ならびに内部監査室は、子会社等の重要な業務運営について、法令および定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を報告しております。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしております。

7.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の使用人は、所属長の指揮命令を受けないものとしております。また、当該使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するようにしております。

8.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明します。

② 取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき等は、監査役会もしくは総務課に報告するものとします。

③ 監査役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないこととされております。
- ② また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施できることとされております。

10.反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含めこれを一切遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対して屈せず、反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた際の対応を総務課で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システムに関する基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「反社会的勢力対策規程」を定め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、企業の社会的責任を果たすことを基本方針としております。

反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた際の対応を総務課で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

また、前述の「反社会的勢力対策規程」を当社グループの役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

該当項目に関する補足説明

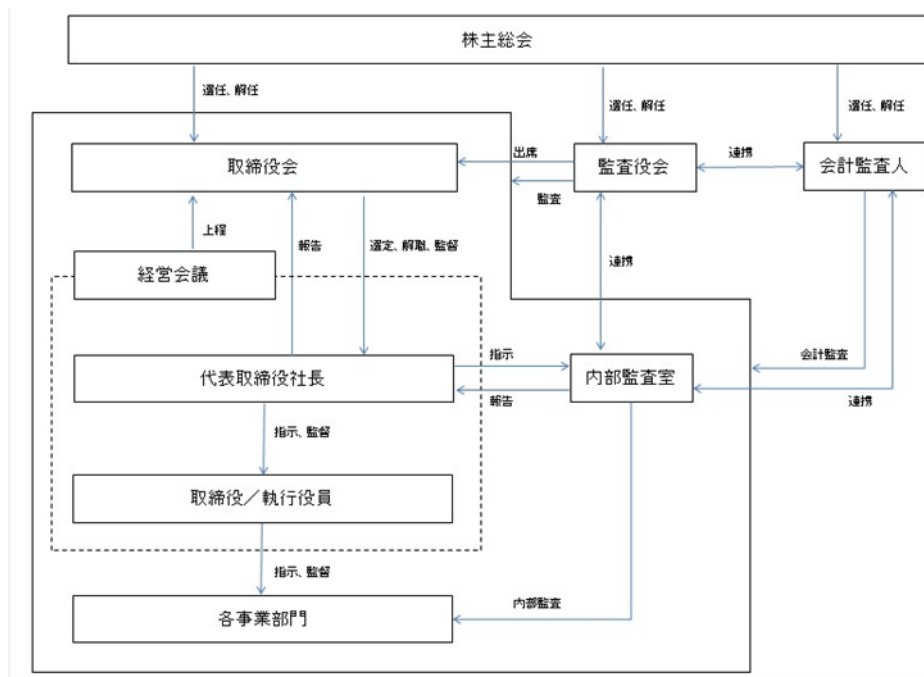
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の整備に向けた取組み

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。

当社においては、東京証券取引所及び金融商品取引法の定める基準に従って速やかに開示することを基本方針としており、社内体制としましては、情報取扱責任者を事業サポート本部長、I R 担当組織は総務課であり、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

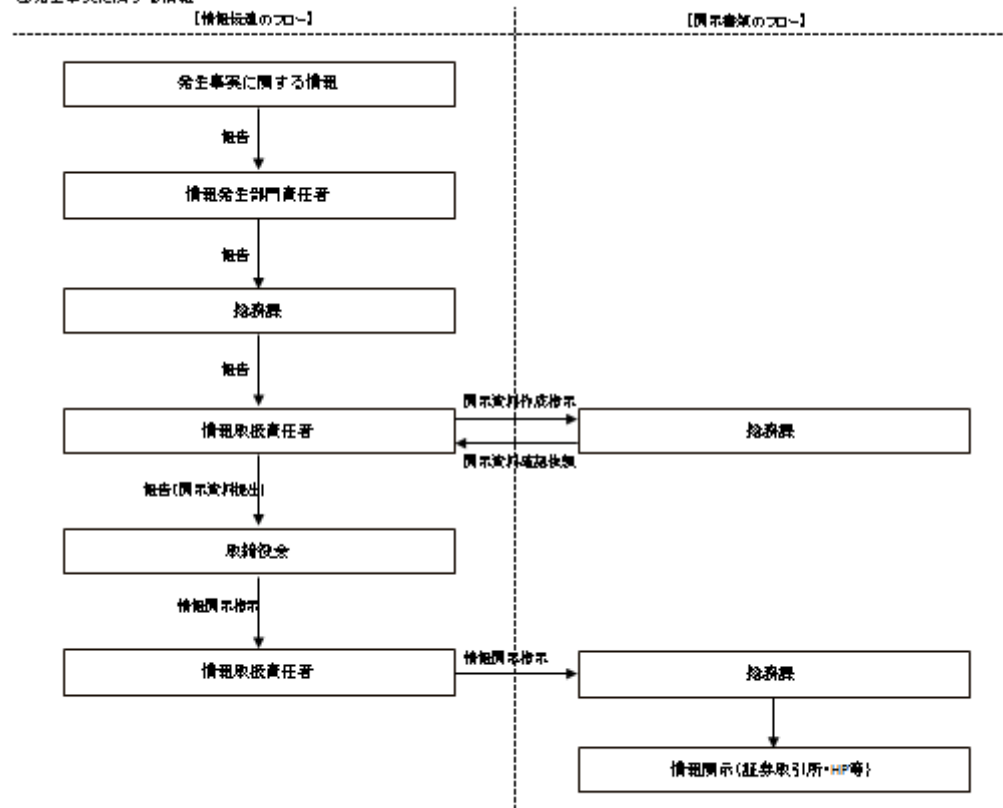
【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

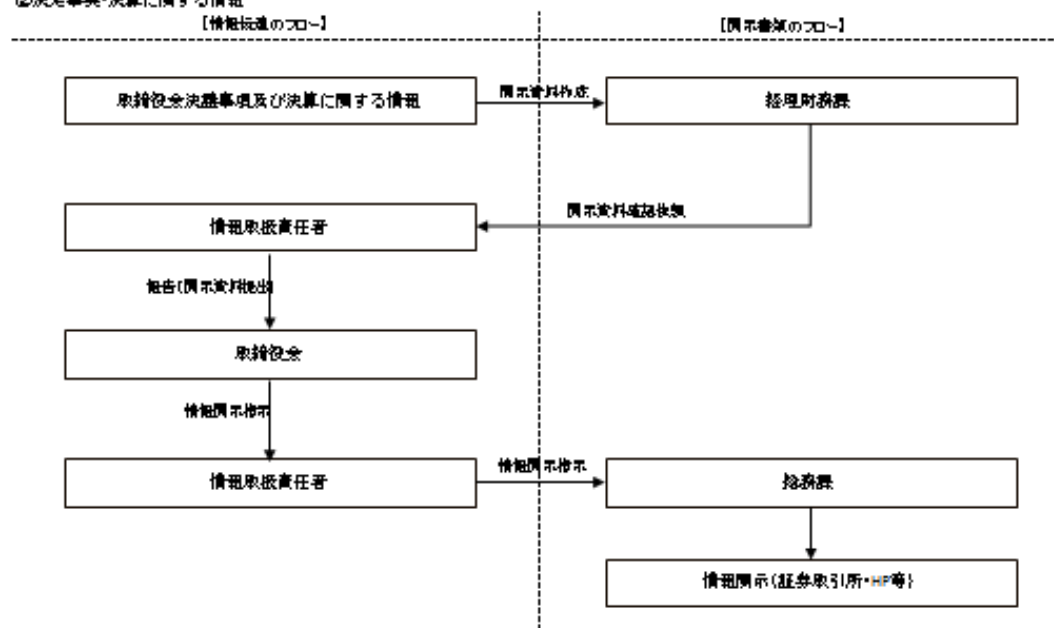
別表（適時開示フロー図）

①発生事実に関する情報



【注】 1. 票決を要する場合には、情報取扱責任者が代表取締役社長の下命を得ることにより、開示の決定をする組織的な仕組みとなっております。ただし、この場合においても、取締役会へ事後報告することを規定しております。

②決定事実・決算に関する情報



以上